

岩手県告示第542号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成22年6月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
有限会社介護だいたう	一関市大東町猿沢字板倉60番地1	にこにこプラザだいたう デイサービスセンター	一関市大東町猿沢字板倉60番地1	平成21年11月19日
有限会社介護ひがしやま	一関市東山町長坂字北磐井里187番地3	にこにこプラザひがしや まデイサービスセンター	一関市東山町長坂字北磐井里187番地3	平成22年3月31日

2 認知症対応型共同生活介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
有限会社介護だいたう	一関市大東町猿沢字板倉60番地1	グループホームにこにこ だいたう	一関市大東町猿沢字板倉60番地1	平成21年11月19日
有限会社介護ひがしやま	一関市東山町長坂字北磐井里187番地3	グループホームにこにこ ひがしやま	一関市東山町長坂字北磐井里187番地3	平成22年3月31日

3 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
有限会社介護ひがしやま	一関市東山町長坂字北磐井里187番地3	にこにこプラザひがしや ま居宅介護支援事業所	一関市東山町長坂字北磐井里187番地3	平成22年3月31日

4 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
有限会社介護だいたう	一関市大東町猿沢字板倉60番地1	にこにこプラザだいたう デイサービスセンター	一関市大東町猿沢字板倉60番地1	平成21年11月19日
有限会社介護ひがしやま	一関市東山町長坂字北磐井里187番地3	にこにこプラザひがしや まデイサービスセンター	一関市東山町長坂字北磐井里187番地3	平成22年3月31日

5 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
有限会社介護だいたう	一関市大東町猿沢字板倉60番地1	グループホームにこにこ だいたう	一関市大東町猿沢字板倉60番地1	平成21年11月19日
有限会社介護ひがしやま	一関市東山町長坂字北磐井里187番地3	グループホームにこにこ ひがしやま	一関市東山町長坂字北磐井里187番地3	平成22年3月31日